

和歌山工業高等専門学校自己点検・評価等実施要領

制 定 令和6年11月13日

(趣旨)

第1条 本要領は、和歌山工業高等専門学校の自己点検・評価等に関する規則第4条第4項に基づき、内部質保証のための本校における自己点検・評価について必要な事項を定めるものとする。

(自己点検・評価の方針)

第2条 本校の理念・目的・教育目標の実現のため、教育活動を中心とした学校の総合的な活動の状況について、自ら点検・評価を行い、その結果を社会に公表することを通じ、継続的に質の保証、改善及び向上に務めることを内部質保証のための自己点検・評価の方針とする。

(自己点検・評価の基準)

第3条 内部質保証のための自己点検・評価の方針に沿って実施する。点検・評価の基準は次の各号を原則とする。

- 一 十分な資質と意欲を持った入学者の確保
- 二 教育課程の編成及び教育方法の改善
- 三 多様かつ優れた教員の確保
- 四 教育の質の向上及び改善
- 五 学生支援・生活支援の充実
- 六 研究や社会連携の促進
- 七 国際交流の推進
- 八 業務運営の効率化・適正化
- 九 教育研究環境の整備・活用
- 十 人事に関する計画
- 十一 その他の事項

(自己点検・評価の手順)

第4条 自己点検・評価は以下の手順により実施する。ただし、第5条第一号で実施する自己点検・評価は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により定められた様式に従い実施する。

- (1) 担当部署は、方針・基準及び前年度の改善策等に基づき具体的な項目（年度計画）を策定。
- (2) 校長、事務部長、自己点検・評価委員長が年度計画の検討・修正。
- (3) 運営委員会にて年度計画の決定（Plan）。

- (4) 自己点検・評価委員会が年度計画を公表。
- (5) 担当部署は、これらの年度計画に基づき職務を遂行 (Do)。
- (6) 自己点検・評価委員会が年度計画の進捗状況調査、フォローアップ。
- (7) 担当部署は、各年度の終了時に職務の実施状況について自己点検・評価を行い、自己点検・評価委員会に報告。
- (8) 自己点検・評価委員会は報告された点検結果に基づき、教育活動等の検証 (Check) を行い、検証結果を担当部署にフィードバック。
- (9) 担当部署は検証結果に基づき、改善策等 (Action) を提案。
- (10) 自己点検・評価委員会は点検・評価結果を運営委員会に報告後、ホームページにて公表。

(自己点検・評価のサイクル)

第5条 自己点検・評価は次の各号に掲げる項目について、適切なサイクルで実施する。

- 一 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第123条により準用される第109条第2項に定める教育の質保証のための自己点検及び評価で、機関別認証評価の受審に合わせ、3年から4年に一度実施する。
- 二 本校年度計画に基づく管理運営に係る自己点検・評価で、毎年度実施する。

附 則

この規則は、令和6年11月13日から施行する。